

海外

欧州諸国

◇西ドイツ政府、ブンデスバンク正・副総裁の再任を決定

西ドイツ政府は6月24日、本年末に任期が満了するブンデスバンクのペール総裁、シュレジンガー副総裁の再任を閣議決定^(注)した旨発表した。任期は、ペール総裁が95年末までの8年間、シュレジンガー副総裁は68歳の定年(ブンデスバンク内規)となる92年9月末までの4年9か月間。

(注) 正・副総裁を含む中央銀行理事会メンバー(任期は8年)は、ブンデスバンク法第7条3項に基づき、連邦政府の発議(事実上の決定)を受け大統領により指名される。指名手続きは本年末に行われる見込み。

両氏の略歴は以下のとおり。

○ Karl Otto Pöhl 総裁

- 1929年 ニーダーザクセン州ハノーファーに生まれる。
ゲッティンゲン大学卒業(経済学専攻)後、Ifo
経済研究所研究員、ジャーナリスト
- 1968年 ドイツ銀行協会事務局長
- 1970年 経済省局長
- 1971年 ブラント政権下、首相官房経済・財政担当
- 1972年 大蔵省次官
- 1977年 ブンデスバンク副総裁
- 1980年 ブンデスバンク総裁

○ Prof. Dr. Helmut Schlesinger 副総裁

- 1924年 バイエルン州ペンツベルクに生まれる。
- 1948年 ミュンヘン大学卒業(経済学専攻)
- 1949～52年 Ifo 経済研究所研究員
- 1951年 経済博士号取得
- 1952年 レンダーバンク(ブンデスバンクの前身)入行
- 1964年 ブンデスバンク調査統計局長
- 1972年 ブンデスバンク理事(調査局、統計局担当)
- 1980年 ブンデスバンク副総裁

◇西ドイツ政府、88年度予算案等を閣議決定

西ドイツ政府は7月1日、88年度連邦政府予算案およ

び中期財政計画(87～91年度)を閣議決定した。今次予算案等の概要は以下のとおり。

1. 88年度予算案

(1) 歳出総額は2,750億マルク、前年度比+2.4%と引続き緊縮スタンスを維持。もっとも、歳入総額が2,457億マルク、前年度比+1.4%と所得税減税の実施などから伸び悩むため、財政赤字額は3年度連続で拡大(85年度224億マルク→86年度229億マルク→87年度263億マルク→88年度293億マルク)。

(2) 歳出面では、構造不況業種(石炭、鉄鋼、造船)向けならびに農業向け補助金支出等一部の費目以外は、投資的経費を含めて大幅に抑制されており、とくに教育、建設、経済協力等は前年度比マイナスとなっている。この結果、歳出合計は前年度比+2.4%と前年度(同+2.7%)を下回る伸びとなっている(前年策定された中期財政計画比では△1.3%)。

(3) 歳入面では、税収が、景気の持ち直し予想(実質GNP成長率政府見通し、87年+2%弱→88年+2.5%)から法人税等は伸びを高めるとみられるものの、所得税減税の実施(総額137億マルク、うち52億マルクがグループ合意に基づく上積み分)に伴う減収等から、全体としては前年度比+2.7%と名目GNP成長率見通し(+4.5%)をかなり下回るほか、税外収入も、ブンデスバンク納付金の一段減少(87年度70億マルク→88年度60億マルク)や政府出資企業の株式売却収入の半減(同33億マルク→同18億マルク)などから、全体としては前年度を1割方下回る計画(△9.7%)。このため、歳入総額は前年度比+1.4%と前年度(同+1.6%)を若干下回る伸び。

2. 中期財政計画

歳出総額の伸びは89年度から91年度までの各年度前年度比+2.5%に抑制。財政赤字額は、所得税減税の影響等から90年度には309億マルクまで拡大するものの、その後は減少に転じ91年度には261億マルクまで縮小する見通し。

3. 本予算案についてシュトルテンベルク歳相は以下のとおりコメント。

「88年度予算案は、大幅減税実施に伴う歳入の伸び悩みに制約された予算編成を強いられたが、各大臣の理解と協力により一律凍結(Haushaltssperre)等の手段をとらずに歳出の抑制を図ることができたことは特筆すべきことである。また、89年度以降の中期財政計画においても、歳出の伸びを昨年計画比引下げることとした(年

平均伸び率+2.9%→+2.5%)ことから、88、90両年は減税実施による一時的な財政赤字幅拡大を余儀なくされるものの、これが恒常的な財政硬直化につながることはなく、今後もこれまでどおりの財政再建路線が堅持できるものと考えている。我々としては、今後組成される州・市町村予算においても、連邦政府同様に明確な歳出抑制策(eine deutliche Ausgabenbegrenzung)がとられることを期待するものである。]

88年度予算案および87～91年度中期財政計画

(単位・億マルク)

| | 87年度 | 88年度 | 89年度 | 90年度 | 91年度 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 歳出総額 (前年度比、%) | 2,686 (+2.7) | 2,750 (+2.4) | 2,818 (+2.5) | 2,888 (+2.5) | 2,960 (+2.5) |
| 財政赤字額 (前年度比増減(△)額) | 263 (+34) | 293 (+30) | 272 (△21) | 309 (+37) | 261 (△48) |

(注) 87年度は決算見込み。

◇フランス政府、社会保障会計の赤字対策を発表

フランス政府は5月29日、本年中に大幅赤字が予想される社会保障会計の財源補てんを図るため、①現在臨時的に導入されている所得税への上乘せ課税の継続、②社会保障料率の一時的引上げ等を内容とする、総額213億フランに上る赤字対策を発表した。本措置の概要は以下のとおり。

1. 87年7月から1年間、給与所得者の健康保険、老齢保険の料率を各々0.4%、0.2%引上げる(増収見込み額各80億フラン、24億フラン)。
2. 86年、87年の両年に臨時的に導入された「課税対象所得の0.4%相当額特別徴収措置」を、88年2月まで延長する(同50億フラン)。
3. 証券、不動産投資収入に対し1%上乘せ課税を行う(同17億フラン)。
4. 8月以降たばこ小売価格を2%引上げる(同5億フラン)。
5. 医薬品に対する付加価値税を引下げる(7.0%→5.5%)ことにより、社会保障会計の還付額を減少させる(同5億フラン)。
6. これまで社会保障会計が負担していた精神病治療関係費を政府に段階的に肩替わりさせる(同32億フラン)。

◇フランス銀行規制委員会、金融機関の規制を強化

フランス銀行規制委員会(Comité de la réglementation bancaire)は7月31日、金融機関の支払能力および金融機関による他企業の株式保有に関する規制の強化を図るた

め、概略以下のような現行規制の手直しを行う旨発表した。

1. 大口融資規制の強化(実施は1988年末)

- (1) 単一の融資先に対する貸出総額は、当該金融機関の自己資本の40%未満とする(現行50%未満)。
- (2) この比率が15%を超える場合には、銀行委員会(Commission bancaire)に報告義務を負う(現行25%以上)。

2. 貸倒準備比率算出に際しての「インターバンク取引」にかかるリスクウエイトの引上げ(実施は1988年6月末)

- (1) オン・バランスにかかるもの
……10%→20%
- (2) オフ・バランスにかかるもの
……5%→10%

3. 株式保有に関する規制の強化

単一企業の株式取得にあたっては、その保有比率が10%を超える場合には、事前の許可を義務付ける(現行20%以上)。

◇英国、LIFFE で日本国債先物取引をスタート

1. LIFFE(ロンドン国際金融先物市場)は7月13日、わが国の国債先物取引を開始した。同取引の概要は、次のとおり。

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 売買対象 | クーポン6%、10年の標準物長期国債(東証と同様) |
| 売買単位 | 1億円(東証と同様) |
| 限月 | 3、6、9、12月(各20日) |
| | ただし、期近2限月のみ(東証は5限月) |
| 決済日 | 東証売買最終日の翌営業日(差金決済) |
| 売買最終日 | 東証売買最終日の前営業日 |
| 立会時間 | 8:10~16:05(日本時間16:10~0:05) |
| 証拠金 | 2% |
| 値幅制限 | 東証終値から上下1円(ストップがつけば1時間中断し、その後は制限なし) |
| 手数料 | 自由 |

2. 今回の措置につき、LIFFEでは「為替や債券などの現物の取引が活発になるにつれ、将来の相場変動に対するリスクヘッジの必要性が高まっているが、世界最大の現物市場であるユーロ債市場に、日本国債およびユーロ円債のリスクヘッジ手段ができたことの意義は大きい」とコメント。

◇イタリア、ゴリア内閣成立

1. イタリアでは、6月14・15日の上・下両院議員総選挙後、ゴリア前蔵相(キリスト教民主党)がコシガ大統領から首班指名を受け(7月13日)組閣作業を続けていたが、7月28日、5党連立(キリスト教民主党、社会党、共和党、社会民主党、自由党)による組閣を完了、8月5日の議会承認を経て、ゴリア内閣が正式に発足した。同内閣は戦後47代目で同首相(7月30日現在44歳)は歴代首相中最年少である。同内閣の特徴としては、①内閣成立の過程で社会党の譲歩を引出すために、蔵相、貿易相等主要ポストを社会党に譲ったこと、②経済閣僚に若手あるいは有力実務家を配して経済政策運営に力を入れることを示していること、などが挙げられる。

新内閣の主要閣僚は以下のとおり。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 首 相 | Giovanni Goria (キリスト教民主党、新任) |
| 副首相兼蔵相 | Giuliano Amato (社会党、新任) |
| 外 相 | Giulio Andreotti (キリスト教民主党、留任) |
| 商 工 相 | Adolfo Battaglia (共和党、新任) |
| 貿 易 相 | Renato Ruggiero (社会党、新任) |
| 内 務 相 | Amintore Fanfani (キリスト教民主党、前首相) |

2. 今次内閣が成立に至った経緯をやや具体的にみると、83年8月以来3年半強というイタリア共和国史上最長の長期内閣を続けたクラクシ社会党書記長が、本年3月3日連立与党内の意見対立から大統領に辞表を提出したため^(注1)、イタリア政局は事実上政治的空白状態となり、4月18日に成立したファンファーニ前内閣^(注2)も6月初旬のヴェネチアサミット、および6月中旬の総選挙までの暫定内閣と見られ、同総選挙における各政党の帰趨が目ざされていた。しかしながら選挙結果をみると、議会第2党の共産党が得票率を低下させる一方、与党2党(キリスト教民主党、社会党)がともに議席数を伸ばしたことから、その後の両党間の意見調整および組閣作業が難航。しかしながらコシガ大統領が両党間で信認の厚いゴリア前蔵相を指名した結果、約5か月間対立を続けた両党が歩み寄り、クラクシ内閣同様の中間3小党を含む5党連立による内閣の成立となった。

(注1) クラクシ内閣は正式には4月9日に総辞職。

(注2) ファンファーニ内閣は4月28日に議会において信任決議を否定されたことから、コシガ大統領は議会解散・総選挙を決定。

ア ジ ア 諸 国

◇台湾、外貨管理を大幅に緩和

台湾立法院は、6月17日、外貨管理を有事の際には緩和できるという条項を追加した修正「外貨管理条例」^(注)を可決し、6月26日に公布、施行した。これを受けて行政院では、7月9日に外貨管理の有事緩和を決定、7月15日から実施する旨を発表した。また中央銀行は、行政院の決定に従い7月13日に、「外貨管理条例」に基づく関連法規等を修正ないし制定し、7月15日から実施した。

(注) 「外貨管理条例」に追加された条文は次のとおり。

第26条の1…本条例については、国際貿易に長期にわたり黒字が発生し、外貨準備高の累積が巨額にのぼり、あるいは、国際経済に重大変化があった場合、行政院は、第6条の1、*第7条、*第13条*および第17条*の全部または一部の条文の適用を停止することができる。
*従来の厳しい外貨管理を規定している条文。

今次措置は、上記のとおり従来からの厳しい外貨管理を一時的に適用停止とした有事緩和措置であり、「外貨管理条例」の規定上は立法院の審議を経たうえで本来の厳しい外貨管理を復活することができる。

また今次措置の狙いについては、輸出好調に伴う貿易黒字の拡大等により外貨準備が大幅な増加を続けている状況下、外貨管理の緩和によって外貨準備の増加を抑制することにより、米国からの新台幣元切上げ圧力を回避するとともに、外貨流入増に伴うマネーサプライ急増によるインフレ圧力を緩和することを目指すものとみられている。

今次措置の主な内容は以下のとおり。

1. 外貨集中制度の廃止
従来民間の外貨保有は原則として認められていなかったが、今後は購入、保有、運用することが可能となった。
2. 外国為替取引市場の自由化
従来の対顧客先物取引の規制(輸出入関係に限定等)および実需原則を撤廃し自由化した。
3. 貿易およびサービス取引にかかる外貨規制の自由化
輸入代金および労務サービス等の支払いについては、従来同様金額の制限なし(ただし、個人の貿易外支払いについては、年間500万米ドルを超える場合は許可制、500万米ドル以下は申告のみ<1件100万米ドル超の場合は中央銀行の審査がある>)。

輸出代金および労務サービス等の受取りについては、本年3月以降外貨流入規制のため実施していた金額制限(1件100万米ドル超の輸出代金受取り等は要許可)を廃止し、無制限とした。

4. 対外間接投資および不動産投資の自由化

従来外為信託しか認めていなかった対外証券投資および全く認めていなかった不動産・金等に対する投資を自由化した(ただし、1人または1社年間500万米ドルを超える場合は許可制、500万米ドル以下は申告のみ<1件100万米ドル超の場合は中央銀行の審査がある>)。

5. 利益送金等の原則自由化

従来対内投資にかかる元本、利益、利子の本国送金は経済部投資審議委員会等の厳しい規制を受けていたが、今後は原則として自由化(ただし、1社年間500万米ドルを超える場合は許可制、500万米ドル以下は申告のみ<1件100万米ドル超の場合は中央銀行の審査がある>)。

6. 小口送金、出国旅費、留学送金等の金額制限の大幅緩和

従来これらについては5,000米ドル(小口送金)等の金額制限が設けられていたが、これを大幅に緩和した(1人年間500万米ドルを超える場合は許可制、500万米ドル以下は申告のみ<1件100万米ドル超の場合は中央銀行の審査がある>)。

7. 外貨預金の自由化

従来外貨預金は輸出等で得た外貨(米ドルまたは香港ドルのみ)を預入するに限られ、また引出しは新台幣元のみ制限されていたが、今後は保有、買取り外貨(種類を問わない)でも預入することができ、また外貨で引出すことも可能となった。

8. 外貨流入規制の継続

対外投資にかかる元本、利子、配当金およびその他の取引(資本取引、移転取引等)による外貨受取りは、法人の場合はすべて許可制、個人の場合は年間5万米ドル超は許可制、5万米ドル以下は申告のみでよいこととした(従来は対外投資にかかる元本、利子、配当金については100万米ドル超が許可制、その他の取引については1万米ドル超が許可制であり、今次措置は法人について規制強化となっている)。

◇フィリピン、新投資法を制定

フィリピンのアキノ大統領は7月17日、新投資法に署名、即日発効した。新投資法は、税制面での投資優遇措置や各種許認可手続きの簡素化を主要内容としており、フ

ィリピン政府ではこれによって国内および海外からの投資が活発化することを期待している。ただ同法では、原案に含まれていた他のASEAN諸国との電力料金格差を税控除で補てんするという項目が削除されるなど、原案に比べれば後退した内容となっている。

同法の主な内容は以下のとおり(投資委員会に登録された企業に対する優遇措置)。

1. バイオニア企業に対して6年間、非バイオニア企業に対して4年間、それぞれ所得税を免除する。
2. 拡張計画を行う企業に対して当初5年間は追加直接労務費の50%を限度とする税額控除を認める(なお低開発地域にある企業に対しては同100%の控除を認める)。
3. 投資委員会の許可取得等の条件を満たした場合、機械設備、部品等の輸入に対して輸入税、関税の100%免除を認める(ただし、適用期間は本法発効後5年間)。
4. 輸出入通関手続きの迅速化、簡素化の特典を認める。

大 洋 州 諸 国

◇豪州、公定歩合を引下げ

オーストラリア準備銀行(中央銀行)は7月中旬、2週連続して公定歩合(中央銀行による財務省ノート<90日以内>の再割引レート)を引下げ(14.8%→14.6%<7月16日>→14.4%<7月23日>)、即日実施した。今回の措置は、豪ドルの対米ドル相場が安定的に推移しているなかで、前回の公定歩合引下げ後も市中金利が引き続き低下傾向を示している(90日ものBAレート、6/17日13.4%→7/15日13.25%)ことから実施されたものとみられている。

なお、今次引下げにより、同国の公定歩合は3月下旬以来10回にわたり累計3.2%引下げられた。

◇ニュージーランド、1987年度予算を発表

ニュージーランド政府は6月18日、1987年度(87/4月~88/3月)予算案を発表した。今次予算案は、歳入が一般消費税導入(86/10月)の効果などから大幅に増加する(232.9億ニュージーランドドル<前年比+22.6%>)一方、歳出面では、産業開発費、運輸・通信施設費等の公共投資関係費を抑制し財政再建に主眼を置いた緊縮的な内容(229.1億ニュージーランドドル<前年比+9.4%>)となっており、1952年以来35年ぶりの財政黒字

ニュージーランドの1987年度予算案

(単位・百万ニュージーランド・ドル)

| | | 1986年度 (実績) | 1987年度 | 前年度比 増減(△)率% |
|---------|---------------------|----------------|--------|-----------------|
| 歳 入 | 税 収 | 17,408 | 21,250 | 22.1 |
| | 所 得 税 | 10,906 | 10,710 | △ 1.8 |
| | 法 人 税 | 1,221 | 2,390 | 95.7 |
| | 一 般 消 費 税 | 1,229 | 4,100 | 3.3倍 |
| | そ の 他 間 接 税 | 3,230 | 3,100 | △ 4.0 |
| | 税 外 収 入 | 1,584 | 2,036 | 28.5 |
| | 合 計 | 18,993 | 23,286 | 22.6 |
| 歳 出 | 一 般 行 政 経 費 | 1,471 | 2,043 | 38.9 |
| | 外 交 ・ 国 防 費 | 1,327 | 1,550 | 16.8 |
| | 教 育 費 | 2,595 | 2,993 | 15.3 |
| | 産 業 開 発 費 | 1,484 | 1,311 | △ 11.7 |
| | 運 輸 ・ 通 信 施 設 費 | 1,039 | 720 | △ 30.7 |
| | 社 会 保 障 費 | 6,479 | 7,483 | 15.5 |
| | 保 健 ・ 医 療 費 | 2,957 | 3,401 | 15.0 |
| | 債 務 償 還 ・ 政 府 事 業 費 | 3,592 | 2,957 | △ 17.7 |
| | そ の 他 と も 計 | 20,945 | 22,907 | 9.4 |
| 財 政 収 支 | | △ 1,952 | 379 | — |

(3.8億ニュージーランドドル<前年△19.5億ニュージーランドドル>)を計上している。

今次予算案の概要は以下のとおり。

- (1) 歳入……税収をみると、所得税は前年度を幾分下回るが、昨年10月に導入した一般消費税が年度を通してフルに寄与するほか、法人税も一般消費税導入と併せて実施された税率上げや課税対象範囲の拡大(国内企業の海外タックス・ヘイブン所在子会社を利用した税逃れに対する課税強化等)などから急増するため、税収全体では前年度比+22.1%の大幅増収が見込まれている。また、税外収入も、国営企業(ニュージーランド航空、ペトロコブ<石油会社>、開発金融公社)の株式売却などから前年度を大幅に上回る見通し。この結果歳入全体では前年度比+22.6%と大幅な伸びを

見込んでいる。

- (2) 歳出……一般行政経費等の経常支出は、高率の物価上昇が続いている(消費者物価前年比86/7~9月+6.0%→10~12月+16.0%→87/1~3月+13.9%→4~6月+18.3%)ことを背景に、人件費を中心に高い伸びを余儀なくされている。一方、公共投資関係費(産業開発費、運輸・通信施設費等)は、財政再建を目指した補助金削減等により前年度を大幅に下回っている。また、債務償還・政府事業費についても、恒常的赤字部門である政府事業(郵政、電信・電話事業、電力事業など)の9部門を4月以降公団化し、中央政府財政の枠外へ移したことから、前年度比2割方の減少となっている。